令和７年度メタバースを活用した不登校児童生徒支援事業業務委託共同事業体協定書（案）

（目 的）

第１条　当共同事業体は、千葉県発注に係る令和７年度メタバースを活用した不登校児童生徒支援事業業務委託（以下｢当該委託｣という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名 称）

第２条 本協定に基づき設立する共同事業体は、千葉県の発注に係る「○○○○共同事業体」「以下「本共同事業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当事業体は、事務所を〇〇〇〇（〇〇市〇〇町〇〇）に置く。

（成立時期及び解散の時期）

第４条　当事業体は、令和　年　月　日に成立し、当該委託の履行後３箇月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、当事業体が当該委託を履行することができなかったときは、直ちに解散する。

（構成事業者の住所及び名称）

第５条　本共同事業体の構成事業者は、次の○社とする。

（1）（所在地） ○○市○○町○○

（法人名・代表者名） ○○○○

（2）（所在地） ○○市○○町○○

（法人名・代表者名） ○○○○

（3）（所在地） ○○市○○町○○

（法人名・代表者名） ○○○○

（4）（所在地） ○○市○○町○○

（法人名・代表者名） ○○○○

（代表事業者）

第６条　本共同事業体の代表事業者は、○○○○とする。

（代表者の権限）

第７条　当共同事業体の代表事業者は、当該委託に関し当共同事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、次の各号の権限を有する。

 (1)　公募型プロポーザル、見積りに関する権限

 (2)　契約締結に関する権限

(3)　発注者及び関係機関等と折衝する権限

 (4)　委託代金(部分払いを含む。)の請求受領及び当事業体に属する財産を管理する権限

 (5)　代理人を選任する権限

（当該委託の分担）

第８条　当事業体の構成事業者の当該委託の分担業務は、次に定めるところによるものとする。ただし、当該委託について発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

２　前項に規定する当該委託の分担業務の価格（運用委員会で定める。）については、別に定めるものとする。

 ○○○○○業務（構成事業者名）

○○○○○業務（構成事業者名）

○○○○○業務（構成事業者名）

○○○○○業務（構成事業者名）

（運用委員会）

第９条　当共同事業体は、構成事業者全員をもって運用委員会を設け、組織及び編成並びに委託の履行に関する基本的事項、資産管理方法その他の当事業体の運用に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該委託の完了に当るものとする。

（構成事業者の責任）

第10条　各構成事業者は、運用委員会が決定した工程表により、それぞれの分担業務の進捗を図り、分担業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　本共同事業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、本共同事業体の代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成事業者の必要経費の分配）

第12条　構成事業者は当該委託の分担業務を履行するため、運用委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条　当該委託の履行中発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運用委員会において各構成事業者の分担額を決定するものとする。

（構成事業者の相互間の責任分担）

第14条　構成事業者が当該委託の分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成事業者がこれを負担するものとする。

２　構成事業者が他の構成事業者に損害を与えた場合については、その責任につき関係構成事業者が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議がととのわないときは、運用委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当事業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（委託履行中における構成事業者の脱退及び除名）

第16条　構成事業者は、千葉県及び構成事業者全員の承認がなければ、当事業体が当該委託を完了する日までは脱退することができない。

２　構成事業者のうち委託履行中において破産又は解散した場合もしくは前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成事業者が共同連帯して当該委託を完了する。

３　当事業体は、構成事業者のうちいずれかが、委託履行中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成事業者全員及び神奈川県の承認により当該構成事業者を除名することができるものとする。

（代表者の変更）

第17条　代表事業者が脱退し若しくは除名された場合又は代表事業者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表事業者に代えて、他の構成事業者全員及び神奈川県の承認により残存構成事業者のうちいずれかを代表事業者とすることができるものとする。

（解散後のかし担保責任）

第18条　本共同事業体が解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成事業者は連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条 この協定書に定めのない事項については、運用委員会において定めるものとする。ただし、千葉県との委託契約にかかる事項については、事前に千葉県と協議した上で定めるものとする。

（管轄裁判所）

第20条　本協定の紛争については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表事業者○○○○外○社は、上記のとおり本共同事業体協定を締結したので、その証として協定書○通を作成し、各構成事業者が記名押印の上、構成事業者が各１通を保有し、また、千葉県に「令和７年度メタバースを活用した不登校児童生徒支援事業業務委託参加意思表明書」を提出する際に１通添付する。

令和　　年 　月　　日

代表事業者 （所在地）

（名 称）

（代表者　職・氏名）　　印

構成事業者 （所在地）

（名 称）

（代表者　職・氏名）　　印

構成事業者 （所在地）

（名 称）

（代表者　職・氏名）　　印

構成事業者 （所在地）

（名 称）

（代表者　職・氏名）　　印